

新座市政策評価委員会について

- 1 政策評価委員会の役割
- 2 評価の対象とする三つの計画
- 3 今後の会議開催予定

1 政策評価委員会の役割

市の総合計画について、
その推進に係る状況を評価検証する。

- ◎ 計画の実効性を高めるために、市が行う内部評価に関し、学識経験者や市民の目線で、その妥当性等を検証する。
- ◎ 地方創生総合戦略及び行財政改革推進実施計画に対する評価についても、併せて行う。

1 政策評価委員会の役割

【参考】会議体の統合

～令和4年度		→	令和5年度～
対象の計画（計画の内容・目的）	推進に当たっての外部の意見聴取		
総合計画 （行政運営全般）	なし （策定時のみ）	→	政策評価委員会 総合計画、総合戦略、行革実施計画の 評価検証を行う。
地方創生総合戦略 （人口減少克服、地域活性化）	地方創生推進検討会議		
行財政改革大綱※ （行政事務の効率化、行政サービス向上）	行財政改革推進委員会 （R元年度末に廃止済み）		

※R5年度から体系・名称を変更し「行財政改革推進実施計画」としている。



統合のねらい

いずれも行政全般に関する計画であることから、効率的・効果的に進捗管理を行う。

2 評価の対象とする三つの計画

総合計画

内 容：行政運営全般

現計画：第5次新座市総合計画（令和5年度～令和14年度）

地方創生総合戦略

内 容：人口減少克服、地域活性化

現計画：第2期新座市地方創生総合戦略（令和5年度～令和9年度）

行財政改革推進実施計画

内 容：行政事務の効率化、行政サービスの向上

現計画：新座市行財政改革推進実施計画（令和5年度～令和9年度）

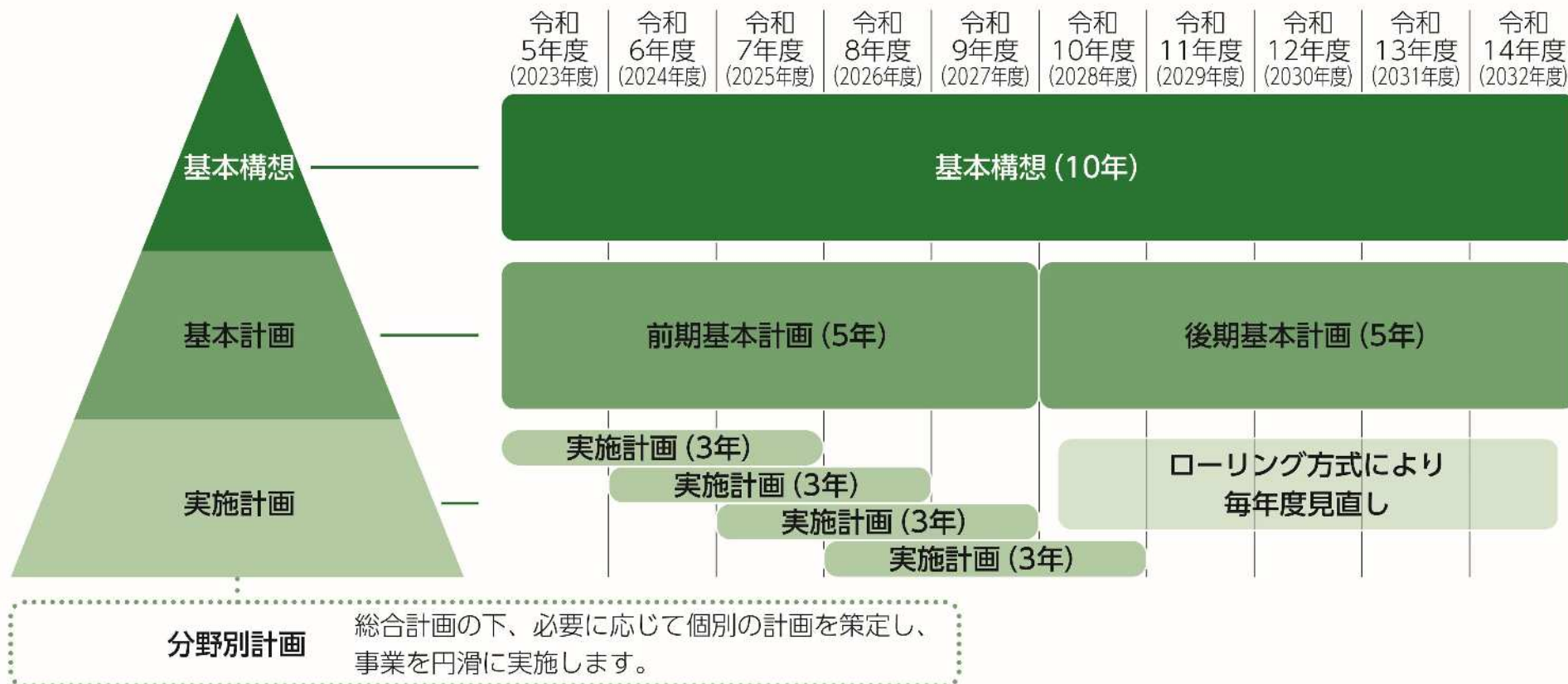
2 評価の対象とする三つの計画 ー総合計画ー



- 市が目指すべき将来都市像や、まちづくりの基本的な方向性などについて、総合的かつ計画的に定めるもの。
- 福祉、教育、都市基盤整備などの各分野における計画の策定や推進、具体的な諸施策の推進は、全て総合計画に基づいて行われる。

2 評価の対象とする三つの計画 ー総合計画ー

第5次新座市総合計画の構成

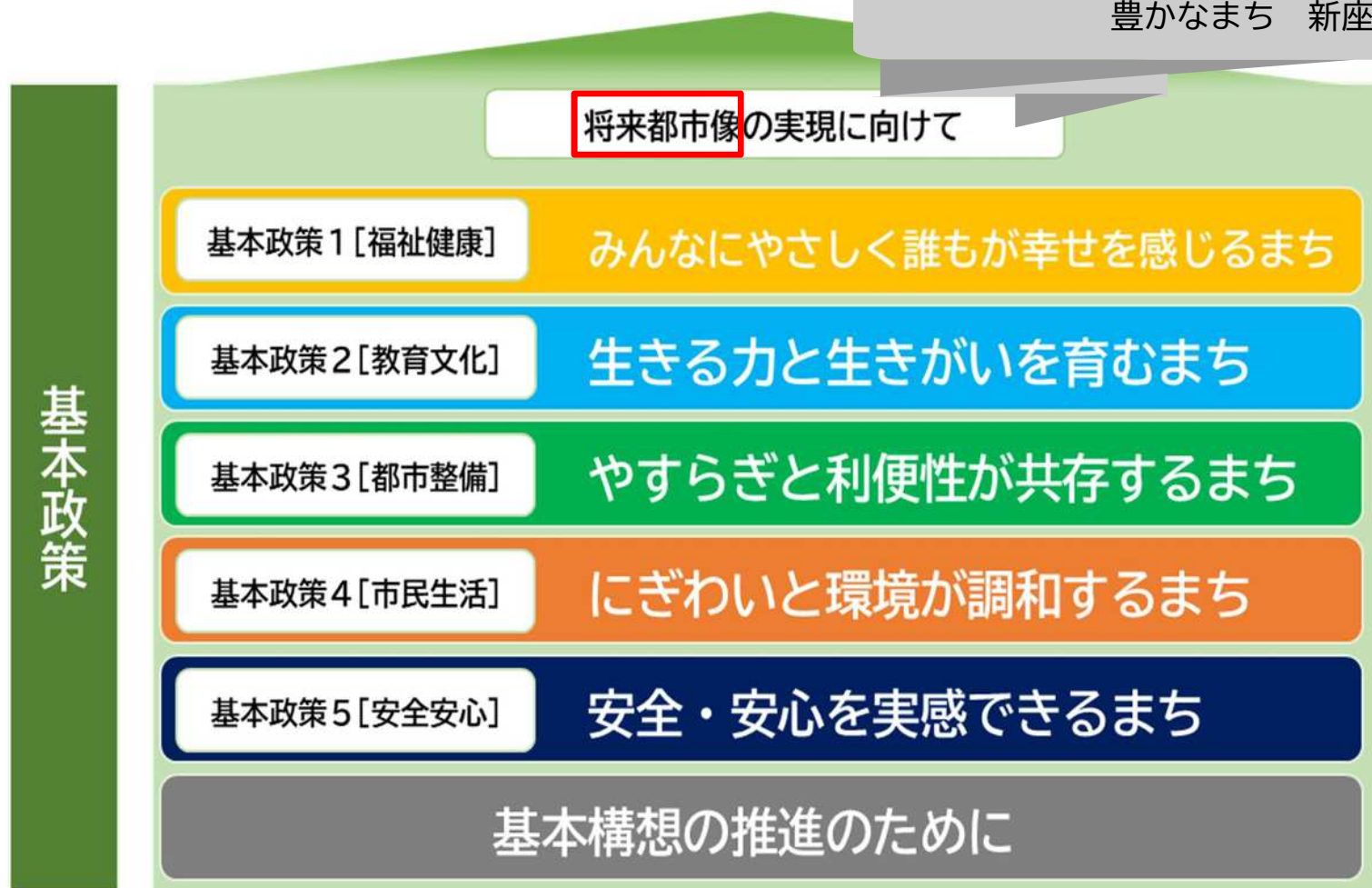


2 評価の対象とする三つの計画 ー総合計画ー



2 評価の対象とする三つの計画 ー総合計画ー

未来もずっと 暮らしに「プラス」が生まれる
豊かなまち 新座



2 評価の対象とする三つの計画 ー総合計画ー

第5次新座市総合計画 前期基本計画

第1章 基本政策① 福祉健康 P56

第2章 基本政策② 教育文化 P74

第3章 基本政策③ 都市整備 P90

第4章 基本政策④ 市民生活 P106

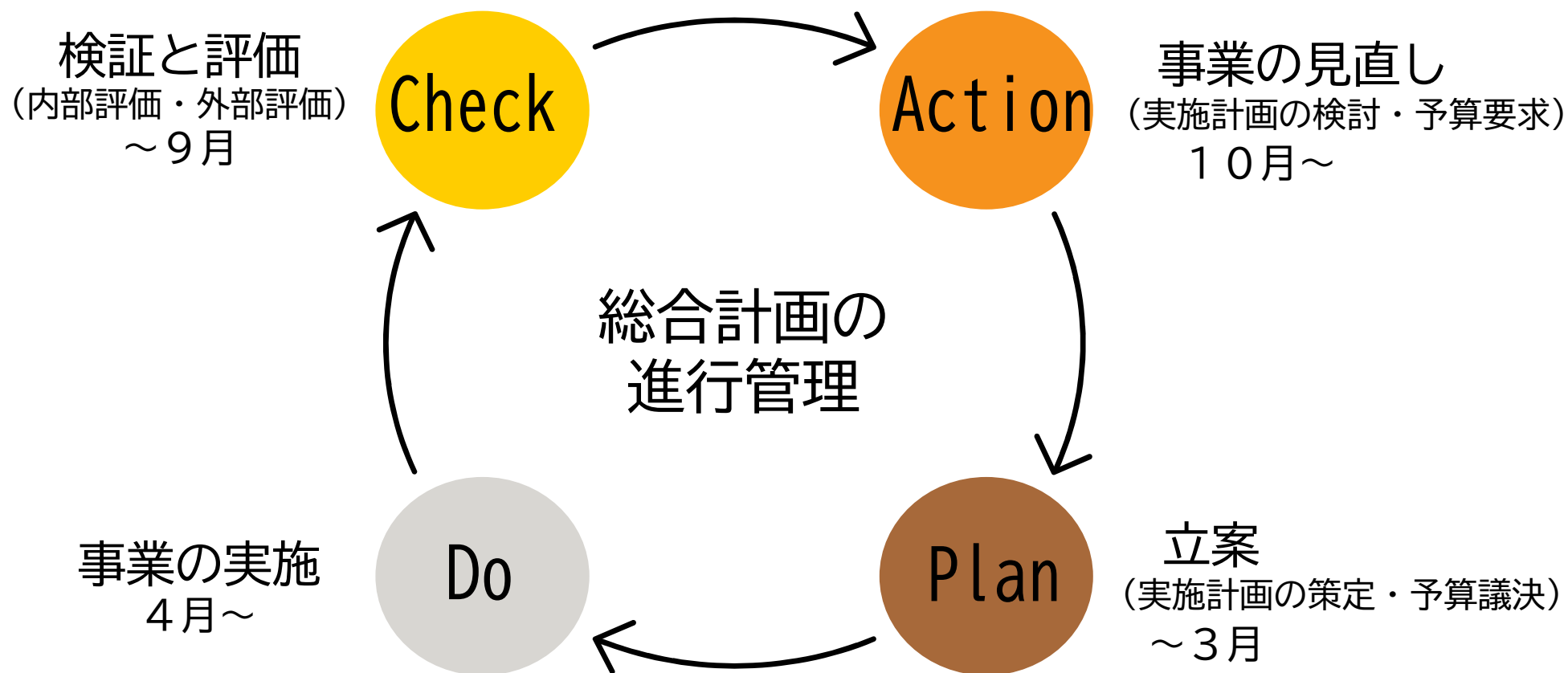
第5章 基本政策⑤ 安全安心 P118

第6章 基本構想の推進のために P124

【参考】第5次新座市総合計画 前期基本計画 冊子の見方

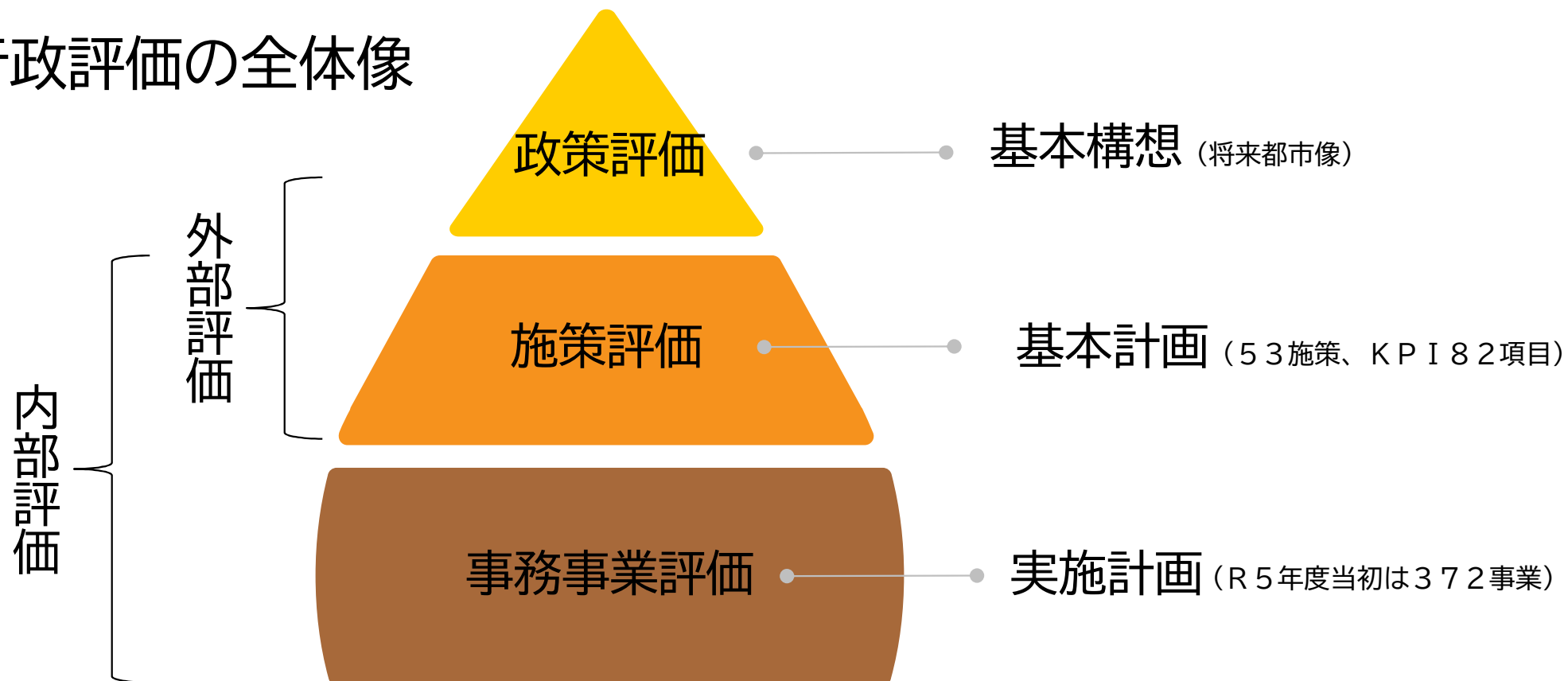


2 評価の対象とする三つの計画 ー総合計画ー



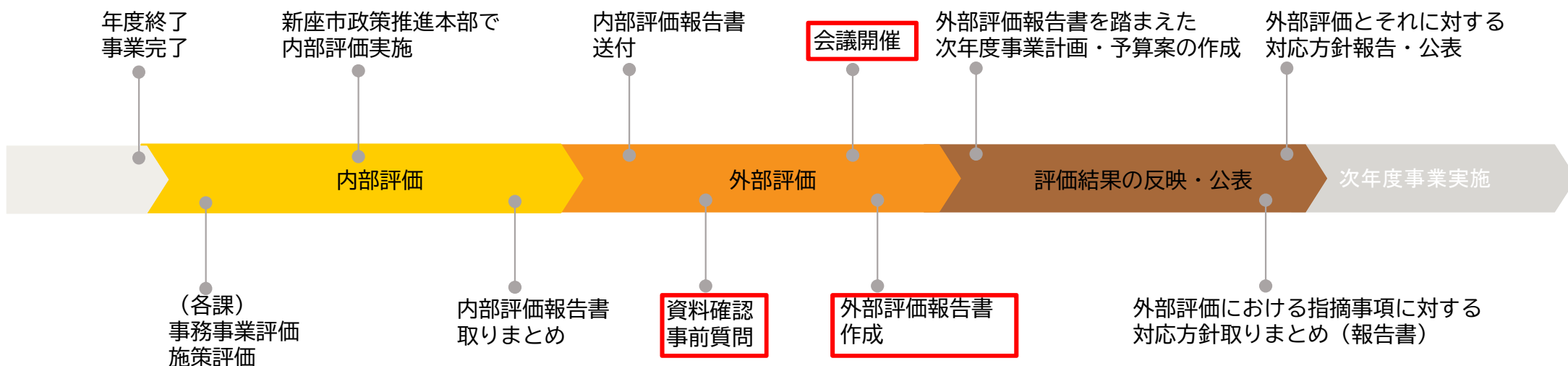
2 評価の対象とする三つの計画 ー総合計画ー

行政評価の全体像



2 評価の対象とする三つの計画 ー総合計画ー

行政評価の大まかな流れ（案）



2 評価の対象とする三つの計画 ー地方創生総合戦略ー

策定の経緯 ー国の動きー

地方公共団体に、地方版
総合戦略の策定を、努力
義務として求める。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月策定）

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す。

基本目標

- ・ 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする。
- ・ 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる。
- ・ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ・ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。

横断的な目標

- ・ 多様な人材の活躍を推進する。
- ・ 新しい時代の流れを力にする。

2 評価の対象とする三つの計画 ー地方創生総合戦略ー

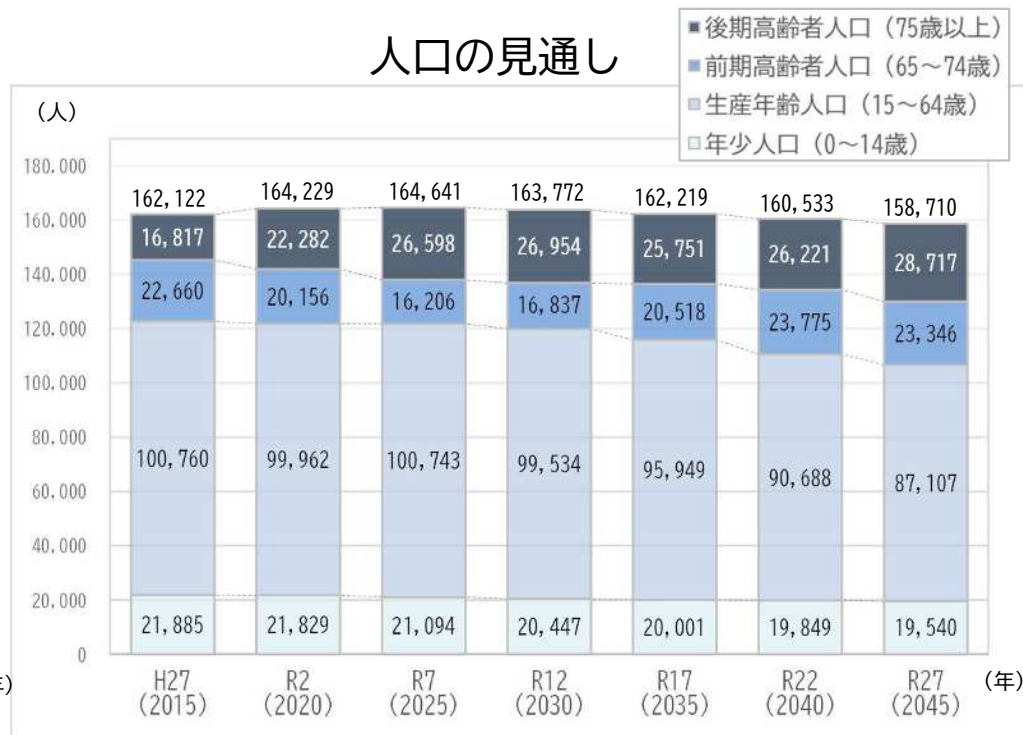
新座市の人口

総人口の推移



資料：「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」（各年10月1日現在、新座市）

人口の見通し



図表：国立社会保障・人口問題研究所による推計（平成30年（2018年）3月）

2 評価の対象とする三つの計画 ー地方創生総合戦略ー

総合戦略の構成

年度	H23	～	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	～	R9
総合計画	第4次新座市基本構想総合振興計画 前期基本計画 / 後期基本計画							市政運営の 基本方針			第5次新座市総合計画		
総合戦略			新座市地方創生総合戦略					延長			第2期 新座市地方創生総合戦略		

初期の総合戦略

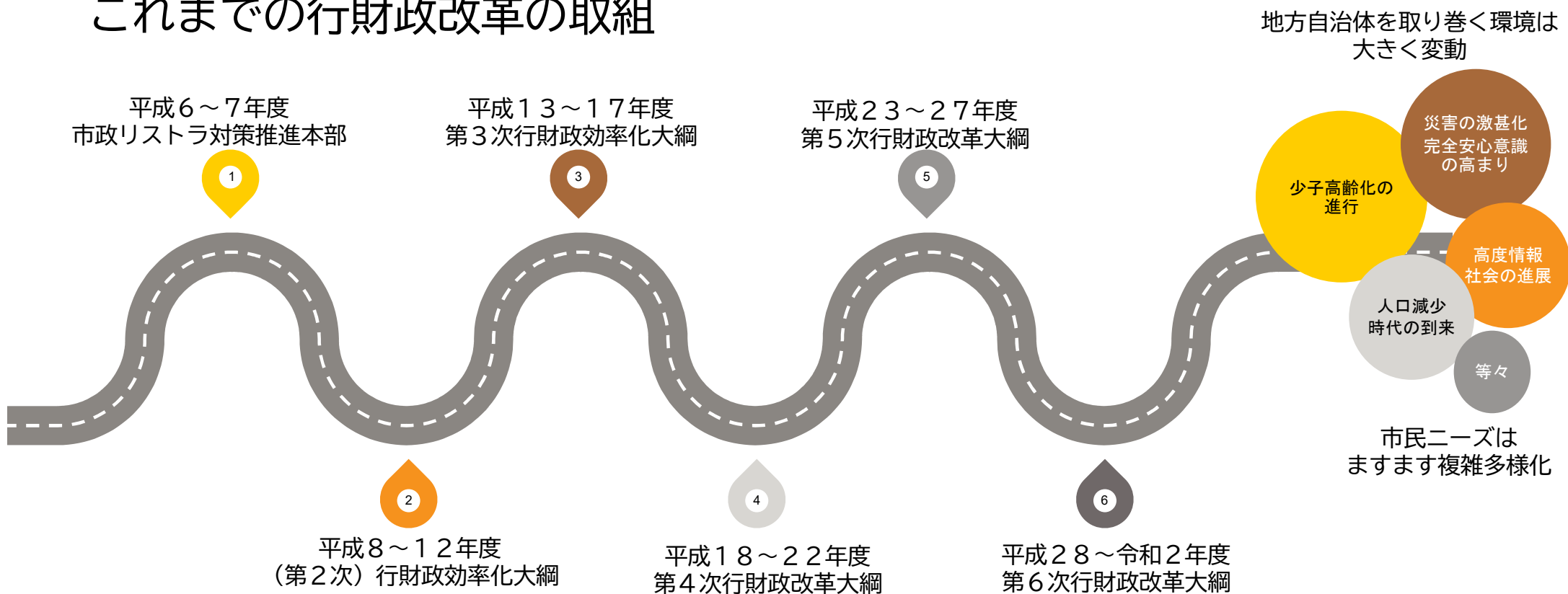
- 第4次基本構想やその基本計画に位置付けられていた取組の中から、少子化対策、移住・定住促進、賑わい創出など、地方創生の取組として効果的と捉えられるものを抽出して策定

第2期総合戦略

- 特定の分野に注力するのではなく、市政全般にわたる取組を通じてこそ、選ばれるまちが実現できる
- ⇒第5次総合計画の前期基本計画と一致させて策定

3 評価の対象とする三つの計画 一行財政改革推進実施計画一

これまでの行財政改革の取組



2 評価の対象とする三つの計画 一行財政改革推進実施計画一

平成30年9月 財政健全化方針を策定

- 経常収支比率が、県内及び全国的に見ても高く、財政の硬直化が進んでいる状況
- 改めて長期的な財政見通しを作成の上、財政健全化に向けた今後の方針として策定

二つの目標：経常収支比率※の改善（95%未満）／財政調整基金※の積増し（35億円以上を維持）

※「第5次新座市総合計画」P180 用語解説参照

（しかしながら、）令和2年10月 財政非常事態宣言を発出

- 新型コロナの影響により、経済の落ち込みが予想され、今後の財政運営が更に厳しいものになると見込まれたことから宣言を発出
- 人件費や各種補助金を始めとした事業全般を見直し、危機的状況の早期打開に取り組む
→ 令和3年度末をもって財政非常事態宣言を解除

2 評価の対象とする三つの計画 ー行財政改革推進実施計画ー

将来都市像

未来もずっと 暮らしに「プラス」が生まれる豊かなまち 新座

第5次新座市総合計画

福祉健康

教育文化

都市整備

市民生活

安心安全

基本構想の推進のために

共創のまちづくり

人権

シティプロモーション

行財政運営

施策1
行政の効率化・
高度化の推進

施策2
健全な財政の確立

2 評価の対象とする三つの計画 一行財政改革推進実施計画一

重点的に取り組む事項

P D C A サイクルに基づいた行政運営の推進

※施策1 行政の効率化・高度化の推進 (1)行政経営の推進 1 P D C A サイクルに基づいた行政運営の推進

現状・課題	限られた人員・財源を最大限活用し、市民満足度の高い市政運営を進めるためには、市の施策や事業について、費用対効果を検証しながら成果を評価し、評価結果を予算編成へ反映させるなど、P D C A サイクルに基づいた行政運営を推進する必要があります。本市でこれまで実施していた事務事業評価については、評価結果が予算編成への反映に十分に結びつかない等、作業量に見合った成果が得られないといった課題があったことから、効果的な評価の実施方法や評価結果の活用方法について検討する必要があります。				
取組内容	客観的データ等に基づく総合的な視点から評価方法を確立し、実効性のある見直し・改善となるよう、適切な行政評価を推進するとともに、予算編成等を通じて、検証結果を確実に施策・事務事業へ反映します。				
年度別計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	行政評価制度の確立	推進	推進	推進	推進

計画的な公共施設等の改修改築・統廃合・長寿命化等の推進

※施策1 行政の効率化・高度化の推進 (6)公共施設等の適正な管理 1 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

現状・課題	昭和40年代から昭和50年代までにかけての人口急増期を中心に整備を進めてきた公共建築物やインフラが、近い将来に一斉に更新時期を迎えます。厳しい財政状況の中で、多額の財源を要する公共施設の更新、統廃合、長寿命化は、前期基本計画期間内におけるもっとも大きな課題の一つとして位置付けられています。 また、人口減少社会を迎え、利用需要の変化が見込まれる中、公共施設等の在り方について、総合的に検討することが求められています。				
取組内容	公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な改修・改築を進めるとともに、施設総量の適正化に向けた公共施設の再配置について検討を行います。				
年度別計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	再配置の検討	再配置の検討	再配置の検討	推進	推進

3

今後の会議開催予定（予定）

